

参 考 资 料

登録簿・ファイル簿作成件数

所属	本庁	出先	全庁共通	合計	ファイル簿
秘書室				0	0
行政経営企画課	5	1	1	7	4
人事課	2			2	0
財政課	0			0	0
税務課	18			18	1
財産活用課	4			4	0
県民情報広報課	9		2	11	4
総務事務厚生課	2		1	3	1
防災企画課	3			3	0
消防防災指導課	6	1		7	0
* 秘書室、総務部合計	49	2	4	55	10
総合政策課	18		3	21	1
情報政策課	2			2	2
調査統計課	7			7	2
交通政策課	7			7	0
政策支援課	13			13	2
行財政支援課	5			5	2
空港政策課				0	0
空港事業課				0	0
国際政策課	1			1	1
地域課				0	0
* 企画・地域振興部合計	53	0	3	56	10
社会活動推進課	7			7	1
文化振興課	14			14	0
男女共同参画推進推進課	12	2		14	0
生活安全課	20	1	1	22	4
政策課	9			9	0
私学振興課	11			11	2
青少年育成課	18			18	2
スポーツ企画課	3			3	0
スポーツ振興課	1			1	0
* 人づくり・県民生活部合計	95	3	1	99	9
保健医療介護総務課	7	2		9	0
健康増進課	49	7		56	15
がん感染症疾病対策課	42			42	11
生活衛生課	22	17		39	7
医療指導課	40	3		43	4
薬務課	15			15	3
医療保険課	3			3	0
高齢者地域包括ケア推進課	9			9	3
介護保険課	10			10	1
* 保健医療介護部合計	197	29	0	226	44
福祉総務課	7			7	1
子育て支援課	18	1		19	5
児童家庭課	9	11		20	2
障がい福祉課	13	22		35	18
保護・援護課	28	3		31	4
労働政策課	33	1		34	4
新雇用開発課	11			11	6
職業能力開発課	18	4		22	2
人権同和对策局調整課	7			7	0
* 福祉労働部合計	144	42	0	186	42
環境政策課	7			7	0
環境保全課	18			18	3
循環型社会推進課	27			27	1
廃棄物対策課	7			7	5
監視指導課	1			1	0

登録簿・ファイル簿作成件数

	所属	本庁	出先	全庁共通	合計	ファイル簿
	自然環境課	13			13	0
*	環境部合計	73	0	0	73	9
	商工政策課		10		10	0
	中小企業振興課	17	2		19	4
	新事業支援課	1			1	1
	中小企業技術振興課	15	6		21	3
	新産業振興課	1			1	0
	自動車・水素産業振興課				0	0
	工業保安課	12	2		14	8
	企業立地課				0	0
	観光政策課	10			10	0
	観光振興課	8			8	0
*	商工部合計	64	20	0	84	16
	農林水産政策課		2		2	0
	農山漁村振興課	9	3		12	4
	食の安全・地産地消課	11			11	5
	団体指導課	10			10	1
	輸出促進課	1			1	0
	福岡の食販売促進課	1			1	0
	園芸振興課	7			7	0
	水田農業振興課	11	1		12	3
	経営技術支援課	8	5		13	1
	畜産課	12	4		16	3
	農村森林整備課	3			3	2
	林業振興課	17			17	2
	漁業管理課	4	3		7	2
	水産振興課	7			7	0
*	農林水産部合計	101	18	0	119	23
	県土整備総務課				0	0
	企画課	2			2	2
	用地課		3		3	0
	道路維持課	2	2		4	0
	道路建設課				0	0
	河川管理課	2	1		3	0
	河川整備課	4			4	0
	港湾課		2		2	0
	砂防課				0	0
	水資源対策課	1	5		6	0
*	県土整備部合計	11	13	0	24	2
	建築都市総務課	1			1	1
	都市計画課	11			11	4
	建築指導課	18	6		24	9
	公園街路課				0	0
	下水道課				0	0
	住宅計画課	24			24	2
	県営住宅課	2			2	1
	営繕設備課	2			2	0
*	建築都市部合計	58	6	0	64	17
*	会計管理局	3			3	2
*	知事部局合計	848	133	8	989	184
*	企業管理者	3	2	0	5	0
	総務企画課	2			2	2
	財務課	3			3	1
	教職員課	3			3	1
	施設課	1			1	0
	文化財保護課	2	4		6	2
	高校教育課	7	11	1	19	3

登録簿・ファイル簿作成件数

所属	本庁	出先	全庁共通	合計	ファイル簿
人権・同和教育課	1			1	0
特別支援教育課	3			3	0
義務教育課	2			2	0
体育スポーツ健康課	8			8	1
社会教育課		19		19	4
* 教育委員会合計	32	34	1	67	14
* 選挙管理委員会	4	0	0	4	1
人事委員会事務局任用課	1			1	0
給与公平課				0	0
* 人事委員会合計	1	0	0	1	0
監査委員事務局総務課				0	0
監査第一課				0	0
監査第二課				0	0
* 監査委員合計	0	0	0	0	0
* 公安委員会				0	
* 県警本部長				0	
労働委員会事務局調整課	1			1	0
労働委員会事務局審査課				0	0
* 労働委員会合計	1			1	0
* 収用委員会				0	0
* 海区漁業調整委員会				0	0
* 内水面漁場管理委員会				0	0
九州歯科大学				0	
福岡女子大学				0	
福岡県立大学				0	
* 公立大学法人合計	0	0	0	0	0
* 合計	889	169	9	1067	199

令和5年3月31日現在

個人情報取扱事務登録簿

事務番号	14	保有開始(予定)年月日	平成4年10月1日		変更(予定)年月日		
個人情報取扱事務を所管する組織の名称		総務部	県民情報広報課				
個人情報取扱事務の名称		自己情報開示、訂正及び利用停止請求に係る救済事務					
個人情報取扱事務の目的		審査請求又は苦情申出について、担当課と調整を図り、適切な事務手続を行う。					
個人情報取扱事務の対象となる個人の範囲		審査請求人、苦情申出者					
個人情報ファイルの種別		<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)			<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)		
保有個人情報の記録項目等							
(本人に係る事項)							
<input type="checkbox"/> 個人識別符号	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input checked="" type="checkbox"/> 住所	<input checked="" type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> メールアドレス	
<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> 家族構成等	<input type="checkbox"/> 勤務先・通学先等	<input type="checkbox"/> 職歴・学歴	<input type="checkbox"/> 役職(地位)	<input type="checkbox"/> 資格		
<input type="checkbox"/> その他	[]						
(提出書類)							
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 証明写真	
<input type="checkbox"/> 源泉徴収票	<input type="checkbox"/> 納税証明書等	<input type="checkbox"/> 通帳	<input type="checkbox"/> 資格・免許 その他証書	<input type="checkbox"/> 診断書等	<input type="checkbox"/> 手帳・受給者証等		
<input type="checkbox"/> その他	[]						
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む		<input checked="" type="checkbox"/> 含まない				
要配慮個人情報の記録項目	<input type="checkbox"/> 人種	<input type="checkbox"/> 信条	<input type="checkbox"/> 社会的身分	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 犯罪の経歴	<input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実	
	<input type="checkbox"/> 心身の機能の障がい	<input type="checkbox"/> 健康診断等の結果	<input type="checkbox"/> 医師等による指導・ 診療・調剤等に関する 情報	<input type="checkbox"/> 刑事事件に関する 手続の事実	<input type="checkbox"/> 少年の保護事件に 関する手続の事実		
条例要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む		<input checked="" type="checkbox"/> 含まない				
特定個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む		<input checked="" type="checkbox"/> 含まない				
保有個人情報の収集先・提供先							
収集	<input checked="" type="checkbox"/> 本人から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 本人から直接収集 <input type="checkbox"/> 所管課室・出先機関経由 <input type="checkbox"/> 業務委託先経由 <input type="checkbox"/> その他 []			<input checked="" type="checkbox"/> 本人以外から収集 <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国、他の地方自治体等 <input type="checkbox"/> 本人の属する機関等 <input type="checkbox"/> その他 []			
提供	<input checked="" type="checkbox"/> 本人への提供 <input checked="" type="checkbox"/> 本人へ直接提供 <input type="checkbox"/> 所管課室・出先機関経由 <input type="checkbox"/> 業務委託先経由 <input type="checkbox"/> その他 []			<input checked="" type="checkbox"/> 本人以外への提供 <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関への提供 <input type="checkbox"/> 国、他の地方自治体等への提供 <input type="checkbox"/> ホームページ等による公表 <input type="checkbox"/> その他 []			
備 考							
(継続)							

個人情報取扱事務登録簿

事務番号	6	保有開始(予定)年月日	令和1年12月23日	変更(予定)年月日	令和10年3月31保有終了予定
個人情報取扱事務を所管する組織の名称		スポーツ企画課			
個人情報取扱事務の名称		東京2020オリンピック・パラリンピックのホストタウン交流特派員事業に係る事務			
個人情報取扱事務の目的		上記事業の募集及び県内ホストタウン自治体への派遣に係る事務を行うため			
個人情報取扱事務の対象となる個人の範囲		ホストタウン交流特派員に登録された者			
要配慮個人情報の有無		<input type="checkbox"/> 含む	<input checked="" type="checkbox"/> 含まない	条所要配慮個人情報の有無	
		<input type="checkbox"/> 含む	<input checked="" type="checkbox"/> 含まない		

○福岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年福岡県条例第1号）
（抄）

第四章 開示、訂正及び利用停止

第四節 審査請求

（審査会への諮問）

第四十五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第八十一条第一項の機関として設置された福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年福岡県条例第号）第十条に規定する福岡県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第五章 雑則

（審議会への諮問）

第五十条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例第十条に規定する福岡県個人情報保護審議会に諮問することができる。

○情報公開条例との整合（改正法第 78 条第 2 項）

- ・改正法では、情報公開条例で開示となる情報が不開示情報として定められている場合がある。 ※①部分
- ・一方、情報公開条例で非開示となる情報が改正法では不開示情報として定められていない場合もあり、整合しない部分がある。 ※②部分
- ・改正法第 78 条第 2 項の規定によると、法施行条例に定めることにより不開示情報の開示や、不開示情報の追加ができる。

<改正法>

（第 78 条第 1 項第 2 号～第 7 号【1 号、4 号略】）

<情報公開条例>

（第 7 条第 1 項第 1 号～第 8 号）

号	項目	号	項目	不開示情報の判断
2	開示請求者以外の個人に関する情報	1	個人情報	
例外的 に開示 される 情報	イ 慣行として公にされている情報	例外的 に開示 される 情報	イ 慣行として公にされている情報	相違なし
	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要なもの		ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要なもの	相違なし
①	ハ 公務員等の職務遂行に関する情報 (職名及び職務遂行の内容)	ハ 公務員等の職務遂行に関する情報 (職、氏名及び職務遂行の内容)	※公務員等の氏名は、改正法 2 号イの例外的に開示される情報に該当	
			ニ 県が実施する事務事業で予算執行を伴う情報のうち、公益上必要なもの	※改正法 2 号イの例外的に開示される情報に該当
3	法人その他の団体に関する情報	2	事業情報	相違なし
5	犯罪の予防、鎮圧又は捜査等に支障を及ぼす情報	6	捜査等情報	相違なし
6	国の機関、地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報	3	審議・検討情報	相違なし
7	国の機関、地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報	4	行政運営情報	相違なし
②		5	任意提供情報	※個人からの任意提供情報については、改正法 2 号で、法人等からの任意提供情報については、改正法 3 号で判断
		7	法令秘情報	※改正法 78 条各号で判断
		8	議員個人・会派情報	※議員個人の活動については、改正法 2 号で、議員会派の活動については、改正法 3 号で判断

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）

第五章 行政不服審査会等

第一節 行政不服審査会

第二款 審査会の調査審議の手續

（審査会の調査権限）

第七十四条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第七十五条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（主張書面等の提出）

第七十六条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手續）

第七十七条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第七十四条の規定による調査をさせ、又は第七十五条第一項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第七十八条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令条例で定めるところにより、実費の範囲内において政令条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(答申書の送付等)

第七十九条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第三款 雑則

第二節 地方公共団体に置かれる機関

第八十一条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

- 3 前節第二款の規定は、前二項の機関について準用する。この場合において、第七十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により共同設置する機関にあつては、同項の規約）で定める。

福岡県行政不服審査法提出書類複写等手数料条例

(平成二十八年福岡県条例第三号) (抄)

(手数料の納付)

第二条 次に掲げる書面若しくは書類の写し、主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面(以下これらを「複写書面」という。)の交付を受けようとする者は、交付を受けるときに手数料を納付しなければならない。

二 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項に規定する主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面

(手数料の額)

第三条 手数料を徴収する複写書面の種類及び区分並びに手数料の額は、別表に掲げるとおりとする。

別表(第三条関係)

複写書面の種類	区分	金額(用紙一枚につき)
一 電磁的記録に記録された事項を記載した書面	一 用紙に出力したもの(単色刷り)	一〇円
	二 用紙に出力したもの(多色刷り)	三〇円
二 その他の複写書面	一 複写機により複写したもの(単色刷り)	一〇円
	二 複写機により複写したもの(多色刷り)	三〇円

福岡県行政不服審査法施行細則(平成二十八年福岡県規則第三十号)(抄)

(閲覧等の求め)

第二条 法第三十八条第一項第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による閲覧又は交付(以下「閲覧等」という。)を求める者(以下「閲覧等請求人」という。)は、提出書類閲覧等請求書(様式第一号)を審理員法第八十一条第一項の機関に提出しなければならない。

(閲覧等の求めに対する決定及び通知)

第三条 審理員法第八十一条第一項の機関は、前条の規定による閲覧等の請求に係る提出書類等の全部又は一部の閲覧等を認めるときは、その旨の決定をし、閲覧等請求人に対し、その旨並びに閲覧等を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 審理員法第八十一条第一項の機関は、前条の規定による閲覧等の請求に係る提出書類等の全部の閲覧等を認めないときは、閲覧等を認めない旨の決定をし、閲覧等請求人に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(福岡県行政不服審査会等に対する閲覧等への準用)

第七条 第二条から第四条までの規定は、法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による閲覧等について準用する。この場合において、第二条中「第三十八条第一項」とあるのは「第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項」と、「審理員」とあるのは「法第八十一条第一項の機関」と、第三条中「審理員」とあるのは「法第八十一条第一項の機関」と、第四条第一項中「第三十八条第一項」とあるのは「第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項」と、「審理員」とあるのは「福法第八十一条第一項の機関」と読み替えるものとする。

提出書類閲覧等請求書

年 月 日

殿

住 所 _____
 氏 名 _____
 電 話 番 号 _____

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第1項（法第66条第1項において準用する場合を含む。）又は第81条第3項において準用する第78条第1項の規定により、下記の書類の閲覧等を求めます。

閲覧等の対象である （再）審査請求	処分に対して 年 月 日付けで行った（再）審査請求
閲覧等を求める根拠規定（次のいずれかの□にレ印を記入すること）	<input type="checkbox"/> 法第38条第1項（審理員に対し提出された書類等を対象とする。） <input type="checkbox"/> 法第81条第3項において準用する第78条第1項（福岡県行政不服審査会又は福岡県個人情報保護審議会に対し提出された書類等を対象とする。）
閲覧等を求める提出書類等の名称等	
求める閲覧等の方法（該当する□にレ印を記入すること）	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し又は書面の交付 （写し又は書面の交付を求める場合、以下も記入すること。） 1. <input type="checkbox"/> 片面複写（出力） <input type="checkbox"/> 両面複写（出力） 2. <input type="checkbox"/> 全て単色刷りでの交付（1枚10円） <input type="checkbox"/> 原本どおりの交付（多色刷りは1枚30円） 3. <input type="checkbox"/> 郵送希望

注1 写し又は書面の交付を求める場合であって、経済的困難により手数料を納付する資力がないために手数料の減免を求める者は、提出書類複写等手数料減免申請書（様式第2号）を併せて提出すること。

2 閲覧等を請求できる期間は、法第38条第1項の規定による交付請求にあつては審理手続が終結するまで、法第81条第3項において準用する第78条第1項の規定による交付請求にあつては福岡県行政不服審査会又は福岡県個人情報保護審議会が審査庁に答申をするまでの間に限る。